

# 第 1 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場南館 3階 会議室2

3. 出席委員 12人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

委員 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二

8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光

12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 4番 上野 悟 11番 岡田 典子

5. 議事録署名委員の指名 2番 作田 博 3番 折元 文則

6. 議事日程

## 第1 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件17筆)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件2筆)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(5件12筆)

議案第4号 非農地証明申請について(8件12筆)

議案第5号 世羅町農地台帳への登録について(4件5筆)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画について(利用権設定)

## 第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

## 第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 非農地通知について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(4) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(5) 農地の売買実例価格について

(6) 農業相談について

## 第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時30分

事務局 それでは失礼いたします。定刻となりましたので只今から総会の方、開催し  
たいと思います。注意事項を申し上げます。総会中は携帯電話の電源を切るか、

マナーモードをお願いをいたします。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をお願いいたします。(事務局から、129、130ページの差し替えの資料報告。) それでは会長の方からご挨拶をお願いいたします。

会長

改めましてこんにちは。コロナで大変な年明けを迎えまして、こうして皆さん方のお元気な顔を拝見できて喜んでおります。ほんとに大変な状況に色々な所でなっています。午前中、自治会の役で寄ってきましたけど、で飲食をやってますんで、大変な打撃を受けてですね、どうしようかというような会議になりました。それから、先般、ある人と話の話で、正月に広島市内に帰って飲みに出た方がいて、正月明けに出勤して、何日かしたら熱が出てすぐ病院へ行かせると陽性だった。「何で行った言ったんか」と言う話をしたら「大丈夫だと思いました」と。それくらいの認識の度合いの方もいるということですね、報道でもあるようですが、それを考えた時に我々もですね、家族や、子ども、孫と一緒に注意を喚起しなきゃいけないかなと言うふうなことを、痛切に感じたところでございます。こんな話をしていると、なにかいい話、明るい話は無いんだろうかと言う話題になりまして、これを配ってもらいました。(全国農業新聞1/15号「地域の担い手へ 世羅町就農5年目の立石さん」記事。) 若い方がこうして世羅町へ入ってきて、農業に携わってもらっているというような事を新聞で報道してもらって、明るいニュースの一つになっていると思う次第でございます。

議長

それでは令和3年度の第1回の総会を開催いたします。本日の出席者は12名、4番上野委員さん、11番の岡田委員さんから欠席の報告がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。本日の総会の議事録署名は、2番作田博委員さん、3番折元文則委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長

はい、それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」及び「報告事項(2)非農地通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、それでは、「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」から説明いたします。129ページの所です。1件目、さんとさんの件につきましては、機構を通して、さんが新しく作られたへ借り換えということになりまして合意解約がされたものです。それから、2件目、3件目につきましては、新規就農者のさんへ貸し付けということの内容で合意解約が出されたものです。4件目につきましては、こちらは自分で耕作となっておりますが、さんと機構の件、耕作者はさんでした。この後、新規就農の方へ貸されるということではありますが、その間は自分で耕作されるという内容です。続いてさんとさんの件、こちらの方、他の方への耕作依頼ということですが、あて先は未定と聞いております。さん、さんの案件も他の方への依頼ですが、まだ未定ということですので。それからさんと機構の件ですが、耕作者は、先月、



よる許可申請について」です。(1 件目について議案集により朗読説明。)

議長

はい、1 件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員

はい、1 月 16 日 16 時 30 分頃、勝見委員、藤高委員と現地の確認を行っております。筆数は田圃が 4 筆、畑が 1 筆となっているんですが、現場は 1 枚の田になっておりまして、現在■■■■法人が水稻の作付けをしております。最初に説明がありましたように、■■■■さんが宅地も含めて周りの農地を全部処理される中の多分これが最終になるんだらうと思います。特に問題は無いと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退席)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは 2 件目の説明をいたします。譲受人は新規就農者です。宅地も含めて購入されます。(議案集により朗読説明。)

議長

はい、2 件目について松尾委員さんより報告をお願いします。

松尾委員

はい、それでは失礼いたします。1 月 20 日の 8 時ですね、私と宮迫さんと垣内さん 3 名で現地確認に赴いたんですが、現地はですね、防草シートと草刈管理をされております。その他、特に気になる事はありませんでした。以上報告をさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退席)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、続けて 3 件目と 4 件目を合わせて説明させていただきます。(3 件目と 4 件目について議案集により朗読説明。)

議長

はい、3 ないし 4 件目について神尾委員より報告をお願いします。

神尾委員

はい、神尾です。1 月 16 日(土) 8 時から中村、神尾、綿谷の 3 名において現地確認をしました。申請地については、水稻が植えられていたと思います。特に何も気になる点はありませんでした。以上報告いたします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、10 番荻田さん。

10番 はい、10番荻田です。譲受人の■■■さんが17,000余りの面積を耕作されているということで、世羅町では何を作られているんですかね。

議長 はい、神尾委員さん。

神尾委員 アスパラを作られています。近くの方にその方の農地で管理されているところがありましたが、ビニールハウスで大きなアスパラを作っておられました。その近くでしたね。

事務局 ■■■■さんの関係のお方で、アスパラを中心にされてとるということです。以上です。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは続いて5件目です。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、5件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 失礼します。■■■さんと■■■さんの件について説明させていただきます。先日、若山委員、下野委員3人で現地確認いたしました。農地は22ページにございます、赤線で囲っている所、これの右側のお家が■■■さん、左側が■■■さんということで、その間にはさまれた田圃でございまして、譲渡人の■■■さんが高齢のために農業やめるということでございます。したがってこれは、■■■さんが作っておられたのを■■■さんが引き受けてやるということです。農地につきましては、次のページにございますように、きれいに管理されておりますので何ら問題は無いと思います。よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。ありがとうございました。

(議案第2号)

議長 続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」2件2筆を議題といたします。

(議案第2号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
-----	-------	-------	--------	--------

■■■■■	畑 338 m <sup>2</sup>	倉庫、資材置き場 (始末書提出)	黒木啓・勝見、藤高	現 雑種地 第2種農地 農用地区域外
■■■■■	田 107 m <sup>2</sup>	進入路拡幅	湯川・茶谷・是竹	現 畑 第2種農地 農用地区域外

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 25 ページをご覧ください。議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。1 件目(議案集により朗読説明。)

議長 はい。続いて現地調査をしていただきました、推進委員の報告を案件ごとに受けたいと思います。1 件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、1 月 16 日 16 時 30 分頃、勝見委員、藤高委員と現地の確認を行っております。写真が添付されていると思うんですが、もうすでに、倉庫等が建っておりますので、そこに書いてありますとおり、倉庫と資材置き場で、そのまま利用されるということで土壌等も特に問題はないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10 番荻田さん。

10 番 はい、10 番荻田です。今、現地 ■■■■■ と、隣の ■■■■■ がありますよね。それも農地じゃあないんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、お見込みの通りでございます。■■■■■の方についても、手続きについて、今、現在使用されている■■■■■さんに求めてはおるんですが、所有者の方がまた別の方で、その方との話で「手続きが難航している」ということを言われております。ただ、手続きをしないわけじゃあないということで、お願いはしておりますので、いつ出て来るか分かりませんが、対応されるようにはうちの方から言っておりますということでよろしいでしょうか。すみません。

議長 いいですか。

10 番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは 2 件目になります。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2 件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、失礼します。議案第 2 号の No.2 の農地法第 4 条の許可申請について、現地確認の結果と報告をいたします。申請者は、世羅町大字 ■■■■■ ■■■■■さんですが進入路が狭いので広く拡張したいということで申請が出ております。面積は 107 m<sup>2</sup>、図面にあるようにコンクリート打ちとブロック積に

なっております。今まで道路として使用しておられるところが狭いと言うので、出入りが困るとるとということで申請されたそうです。この確認は茶谷委員さん、是竹委員さんと私3人で今月17日(日)朝9時から行いました。この図面通りになれば問題ないと思います。この現場は、[ ]の[ ]へ向けての道の最後の交差点を左に約200m行ったところでございます。別に問題は無いと思います。土地の造成等について、図面通りであれば問題ない。土砂の流失、崩壊等に対する防御措置、これも擁壁はコンクリートとブロック積ということになっております。周辺の農地の日照に支障を及ぼすということはありません。また農地の風通しの支障もございません。用水は用水計画もございません。道路に降った水は現在もある水路へ流れるんですが、その水路へ水が流れるということになっております。汚水はございません。ということで別に問題は無いと思います。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第3号)

議長 続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」5件12筆を議題とします。

(議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
[ ] (所有権移転)	[ ]	田 8 筆 2,346 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	勝見・黒木啓・藤高	第2種農地 農用地区域外
[ ] (所有権移転)	[ ]	畑 1 筆 228 m <sup>2</sup>	資材置場 及び駐車場	黒木啓・勝見・藤高	第2種農地 農用地区域外
[ ] (所有権移転)	[ ]	田 1 筆 677 m <sup>2</sup>	住宅 駐車場	黒木和・原田・黒木清	第2種農地 農用地区域外
[ ] (所有権移転)	[ ]	畑 1 筆 68 m <sup>2</sup>	墓地	垣内・松尾・宮迫	第2種農地 農用地区域外
[ ] (所有権移転)	[ ]	田 1 筆 1,816 m <sup>2</sup>	●広島県農業会議「意見聴取案件」 資材置場及び駐車場	宮迫・松尾・垣内	第1種農地 農用地区域除外済

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案集42ページをご覧ください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(議案集により1件目と2件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目2件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、まず1件目なのですが1月16日17時頃、勝見委員と藤高委員と現地の確認を行っております。1件目の太陽光については、筆数は非常に多いんですが、現状は2枚の田圃といった状況でした。被害防除措置計画等も特に問題は無いと言うふうに判断しました。

2件目なのですが、先ほど言いました■■■■さんが新しく買われて資材置き場・駐車場に農地転用ということですが被害防除措置計画等も特に問題は無いと言うふうに判断しました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告がおわかりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、続いて3件目です。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、3件目について原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員 はい、失礼します。本案件につきましては、先日、1月23日に黒木清毅委員さんと共に、現地を確認してまいりました。資料の写真にあるような状況でございまして、何ら問題はないと言うふうなことで二人とも意見が一致しました。以上現地調査委員の意見とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告がおわかりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、43ページになります。(4件目と5件目について議案集により朗読説明。4件目、譲り渡し人が過去に墓地を設置し現在は墓じまいをしているが枠が残っており始末書を提出されている。)5件目についてはほ場整備された農地で第1種農地のため、広島県農業会議への「意見聴取案件」となります。

議長 はい、4件目、5件目について松尾委員さんより報告をお願いします。

松尾委員 はい、失礼します。1月20日8時に、私と垣内委員と宮迫委員3名にて、現地の方行きました。現状のまま利用し、土地の造成はしない。土砂の流失については問題ないということです。周辺農地への影響については特に問題はないということです。用水は必要としない。排水の方は自然流下で水路へ放出する。汚水等については発生しない。以上確認したことを報告します。

もう1件目は、■■■■の件ですが、これは■■■■さんの申請の件ですが、この農地を駐車場と資材置き場にされるということで、駐車場はアスファルトで



整地される、資材置き場は碎石を敷いて利用される。これも特に崩壊・土砂の流出等の被害はないと思われま。周辺農地についても影響はありません。用水は必要がありません。排水は自然流下で済む、汚水についても発生しないということでございます。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告がおわかりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 10番荻田です。5件目ですけど、第一種農地ということですね。転用できる理由というのをもう一度教えていただけないでしょうか。

議長 では、事務局。

事務局 すみません。本来なら84ページの5条調査書の方へですね、やむを得ない理由ということを書く所がございますが、記入漏れで申し訳ないです。地域の集落において必要となるもの施設等ということがあってですね、いわゆる第一種地の不許可の例外に当てはまるということになりますので、この案件については、許可が出るという方向になります。記入してなく申し訳ございません。

議長 はい、荻田さん。

10番 これ、会社じゃなくて、地域の言うたらどう定義があるんですか。

事務局 すみません。お持ちの農地法テキストにも載せてあるんですけど、24ページ、25ページのとこなんです。

まず、第一種農地の定義が、集団農地10ha以上の農地、農業公共投資対象のいわゆるほ場整備された農地、生産性の高い農地、そういった物が第一種農地としての扱いとなります。その右側に原則不許可と許可方針とありますが、その中の例外許可ということで農業施設、農産物加工、販売施設とか集落施設住宅等、この集落施設住宅等の中にこの件は入るんですが、いわゆる集落接続の住宅、工場、小売業とか販売業も含めて、そういったものについてその地域の方が利用されるということですね、今回、駐車場を整備されるということで、雇用の方も増大していきたいということで聞いておりますので、そういった物も含めての判断ということになります。こう言ったものについては、不許可の例外ということですね、集落に接続されるものとして例外と例外規定となると言うふうになっている、ということでございます。

これも、今の不許可例外の農地法の許可施行規則の方へ載せてある規定があるんですけど、その条文に基づいて設定されておりますので、その条文を今回ここに、書いてなかったのは事務局のミスで申し訳ないんですけど。その理由で許可が出る方向になる案件になります。

議長 次回、もう少し分かるような書類を。書面として出してください。

事務局 書面をちょっと作ります。

議長 それでよろしいですか。

10番 それでいいです。

議長 あの、これについては、県の農業会議の意見聴取を受けてから、ということになりますんで、この場ではちょっと、採決にあたらないうことになって

ますんで間に合うと思うんですがいかがでしょうか。

10番 事務局 ということは、採決はしないんですか。

採決はするんですが、県の意見聴取が得られないと許可は出ません。そうゆうことでよろしいでしょうか。

議長 いいですか。

10番 議長 はい。

議長 はい、5番委員さん。

5番 事務局 すみません。■■■■ってどういうことをされているんですか。

はい、いわゆるゴミとかの収集業、一般廃棄物、産業廃棄物も含めてされておられます。

5番 議長 それに関連するものなんですかね、この資材は。

事務局 はい、どうでしょう。

はい、色々、資材置き場ということで設定されておりますが、一般的な工事でもされておられますので、そういったことで碎石とか土とかいうことで設置される、資材を置かれるということで聞いております。

5番 議長 はい。

議長 はい、5番委員さん。

5番 事務局 これは地図の中にある隣の■■■■さんと言うのがやっておられるということですかね。

事務局 はい、79、78ページはい、今の隣の所にある、■■■■さんと言う所の、79ページで言うと、ちょっと、農地のすぐ隣にある、ちょっと赤い屋根の所が、現在事務所になっておられます。地図で言うとその左側の青い屋根の所からこう三角みたいなところがありますが、あそこが今の駐車場等とかなっているんですが、職員駐車場とかについても手狭になってきたと言う事で、広げたいと言うのが、今回の申請になります。

5番 事務局 ちょっと野暮な質問になるかも知れんですが、基盤整備したところ、個人でこういう例があったら可能ということですね。

事務局 はい、可能となります。過去にもたくさん4枚くらいの、■■■■の方で■■■■さんと言う所が、工場の事務所、倉庫とかを連田のところを転用されたところもあったんですが、これは、ほ場整備されたところになりますけれども許可が出ております。それで、先ほどの基本的な条文の所を口頭だけで説明させてもらいますと、農地法の施行規則の33条第4号と言う規定があるんですが、その中で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものが、いわゆる不許可の例外の中の一部ということになりますので、今の地域のごみ収集をされとることもありますし、業務上必要な施設ということもあるということがこの度の許可の案件となると言うふうにご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

5番 議長 はい。

議長 はい、5番。

5 番 要するに、実際の会社のすぐ隣にあって利便性的に良い場合ということですよ。分かりました。ありがとうございました。

事務局 特に今回、隣の所を選定されたのは、利便性が高いということが、一番大きいということでご理解いただければと思います。

議長 よろしいですか。

5 番 はい、ありがとうございました。

議長 はい、他には、ありませんか。

10 番 はい。

議長 はい、10 番さん。

10 番 今に関連しまして、その上に地番打ってあるのが在りますよね。■■■■の上の青い屋根のところ、これって農地じゃないですかね、■■■■とか■■■■、■■■■。

事務局 この今の地図で言うと、地番の入っている所は農地扱いとして見ておりますが、全部が全部台帳通りとなっていないこともあって、今、ちょっと調整はしてるんですけど、確認はさせていただきます。農地の地番が入っていながらも、転用手続きがされとるのに載ってるケースも多々あるので、ちょっと確認させていただきます。今、確実な事は言えないで、申し訳ございません。

議長 確認してもらおうということではよろしいですか。

10 番 はい、10 番さん。

10 番 ちょっともう一回確認したいんですけど、うちの地区でほ場整備します■■■■の方ですね。第1種農地になりますよね。それで近所に工場を建てるのは、第1種、8年間ぐらいはあれですね。それ以後だったらそういう形で、私が事業をしてそこをやりたいと言うので、今、地域の為にやります。言うような形で農地転用してもいいということですか。

事務局 すみません。農地法で言うと良いんですが、土地改良に関して言うとですね、ほ場整備の場合ですね、補助金の適正化に関する法律と言うのがありまして、補助金が支給されてから8年間は、形状変更とかできないという規定がございますので、そちらの方に引っかかるということになります。

議長 はい10番。

10 番 だから、8年を過ぎたらいいという、そういうことですね。

事務局 そうということです。

事務局 もちろん、そこを選定される理由、代替地の検討も含めてというところを審議した上で、そこを選定されるという理由がまず必要になります。それから、農業振興地域の除外から入りますので、またそこで県の色々意見が来たりと言うのもあったりして、場所が決まって、そういう手続きをされて、8年経てばOKとなります。というような形になります。よろしいですか。

議長 この案件については、やっぱり来月少しかみ砕いた、分り易い文書を作っていただければと思いますけど、それでよろしいでしょうか。ちょっと釈然とせんところもありますかね。

10 番 グレーですよ。

- 議長 はい9番さん。
- 9番 中身的にも、まだしっかり分らん所もあるんですが、この件については、ここで承認する、せんのが出来るんでしょうか。その、まだ未確認部分もあったり、県の承諾もいるというような状況の中で、今日これが審議できるんでしょうか。ということを知りたいんですけど。
- 議長 はい、その件については。
- 事務局 何か足りないと言うのは具体的に言うところというのがあるんですが、まずこの資料と現地確認に行ったところと、質疑応答した中でまず、総合的にまず判断するのが、この総会の中でのことになりまして、ここでまず、承認されるか、されないか決めていただきます。その後、世羅町農業委員会の方で承認されれば、5件目につきましては、県の農業会議の方への意見聴取として意見を聞く。で、内容的に大丈夫ですよ、ということが帰ってきたらその段階で許可が出るという様な流れになります。
- ですから、これ、今のこの資料等でまず、どのように判断されるかということです。
- 議長 前例から言うと、そのようにすすめていきます。
- 事務局 すみません。ガイドラインという冊子ですね、大きいインデックスの2番の23ページを開けてみていただければと思うんですが、一番下の⑩番、こちらが業務上必要な施設で住宅に接続してるものとしての内容の具体例として書いてあるものですが、日常生活上または、業務上必要な施設については、次のものが該当すると書いてあります。周辺地域に居住するものが生活又は、生業を営む上で必要な施設全般、倉庫、店舗、事務所、作業場、墓地等ということになっております。このことにより不許可の例外ということで、この案件については妥当ではないかということで受付をさせてもらっているということでご理解をいただければと思います。
- 議長 業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては除外できるよ、大丈夫ですよ、というふうな話ですよ。それがどんなものかというのが倉庫、店舗、事務所、作業場、墓地などになっているから、この案件でいうと駐車場とか物を置くというのは、墓地等の等にあたるということですね。
- 5番 飛び地だったら虫食いになるけえいけんということですね。
- 議長 飛び地ではどうかという意見ですが、事務局。
- 事務局 24ページの⑫のところへ「集落に接続して」とは、というのがありますが集落からおおむね50mを置いても農地が虫食い状態に転用されるものでなく接続していますよ、すぐ隣の部分ですよという意味ですね。あっちこっち飛びながらやるとですね、まったく虫食いになって農地が農地の意味をなさなくなるので、という意味の接続です。
- 5番 50m以内だったらいいと。
- 事務局 はい。
- 議長 よろしいですか。
- 議長 というようなところで、他には大丈夫でしょうか。

議長 はい、質疑が終わりましたので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。先ほど言いましたように5件目については、農業会議の方でOKが出ない場合もある、ということを含んでおいていただければということですね。はい、それでは挙手をお願いします

10番 これ、4と5は一緒にですか。

議長 4と5一緒に採決いたします。

申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手多数)

議長 はい、賛成多数により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

議長 はい、ありがとうございました。

(議案第4号)

議長 続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」8件12筆を議題といたします。

(議案第4号非農地証明申請について内容)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	畑1筆342㎡ (現況原野)	S57年頃	地目変更	相良・稲田・下原
■■■■■	大字■■■■■ ■■■■■、■■■■■、 ■■■■■、■■■■■	畑4筆788㎡ (現況宅地・雑種地)	S60年頃 (始末書提出)	地目変更	垣内・宮迫・松尾
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	田1筆27㎡ (現況・雑種地)	H15年頃	地目変更	垣内・宮迫・松尾
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	田2筆173㎡ (現況雑種地)	S61年頃 (始末書提出)	地目変更	神尾・綿谷・中村
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	畑1筆54㎡ (現況原野)	H12年頃	地目変更	神尾・綿谷・中村
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	畑1筆96㎡ (現況雑種地)	S51年頃 (始末書提出)	地目変更	神尾・綿谷・中村
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	田1筆333㎡ (現況宅地)	S61年頃 (始末書提出)	地目変更	西・榎橋・若山
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	畑1筆71㎡ (現況宅地)	H1年頃 (始末書提出)	地目変更	溝上・若山・下野

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、86ページをご覧ください。議案第4号「非農地証明申請について」です。(1件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、続きまして現地調査をしていただきました推進委員さんの報告を受け

たいと思います。1件目について相良委員さんよろしくお願ひします。

相良委員

相良と申します。よろしくお願ひいたします。1月15日(金)14時から稲田・下原両委員と3名にて現地確認をしました。申請地については写真にありますように、斜面になっております。農機具が入る道はありませんし横は竹が生えております。木が生い茂っていると思われませんがご審議よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

続いて2件目と3件目を説明させていただきます。(2件目と3件目について議案集により朗読説明。)

議長

はい2件目、3件目について松尾委員より報告をお願いします。

松尾委員

はい、では失礼します。1月20日(水)私と宮迫さんと垣内さん3名にて、現地確認いたしました。■■■■■さんの件は、写真を見ていただくと、もうコンクリを打ったりしていろいろされたりして農地へ復旧ということではできない状態にあります。

それから2件目の■■■■■さんについては、現状は雑種地でありました。確認したことを報告いたします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案集87ページをご覧ください。(4件目から6件目について議案集により朗読説明。)

議長

はい4件目、5件目、6件目について神尾委員より報告をお願いします。

神尾委員

はい、併せて報告いたします。1月16日(土)8時頃神尾、綿谷、中村の3人で現地確認を行いました。申請地については、いずれも過去長期間にわたって、最初の分は、進入路としての使用であり、2番目は川の向こうの農地で放置して竹藪が覆い繁った、3番目は小屋が、倉庫があって、どちらとも農地には復元できる状況ではありませんでした。その他気になることは特にありません。以上報告します。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案集 88 ページになります。(7 件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、7 件目について西委員より報告をお願いします。

西委員 先代が亡くなられて相続手続きをしたときに判明したようで先代が農地転用を変更をされてなかったということです。ちょうど、農機具なんかを入れるため小屋を建たれたようなんです。写真見てもらうと分かるんですが、面積としたらそう広くは無いんですが、4・5 軒位な建物を増築されておったようです。まあ空地も少しあるんですが、物を置いたりなんかしてあります。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 8 件目です。(8 件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、8 件目について溝上委員より報告をお願いします。

溝上委員 失礼いたします。先般、若山、下野両人と現地確認いたしました。現地につきましては 112 ページの方でご覧いただきたいと思います。赤で囲ってある所の右側が、■■■■さんの本宅でございます。その左側に灰色の屋根が写っておりますが、これが■■■■さんの所の旧精米所でございます。平成元年頃となっておりますが、先代社長が事業を始められまして、その時に、ここの精米所へ入る道を作って、その所がその奥に畑があった所を駐車場と言いますか、113 ページ見ていただきたいと思うんですけど、手前の方に倉庫がございまして、奥の赤い線で囲まれた方が前、畑だったところでございますが、今ここには波打っておるようにみえますが、ブロックの廃材と言いますか、そういうので、簡易舗装という形になっております。これを農地に直すということはできません。現状でも、そういうふうな駐車場と言う格好で使われております。前の農地の影響とか、そういう物は全くございませんし、排水とか用水も必要としませんし、排水の問題につきましても特に問題ございません。したがって宅地として認めてもよろしいかと考えました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

た。 (推進委員退席)

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第5号)

議長 続きまして、議案第5号世羅町農地台帳への登録について(4件5筆)を議題といたします。

申出者	当該農地	地目地籍	登録の理由	現地調査委員
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■ ■■■■■	畑1筆227㎡ (現況畑)	R2年農地パトロールにより非農地判断されたが、整備して農地として復旧したため。	行吉・勝見・黒木啓
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■ ■■■■■	山林1筆 4,034㎡ (現況田)	H10年に畑地(地目は山林)として取得したが、狭小区画で複数枚のほ場を1枚に整備して現在まで使用しており今後も水田で利用するため。	神尾・綿谷・中村
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■ ■■■■■	畑2筆 585㎡ (現況畑)	R2年農地パトロールにより非農地判断されたが、整備して農地として復旧したため。	溝上・若山・下野
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■ ■■■■■	畑1筆 1,049㎡ (現況畑)	R2年農地パトロールにより非農地判断されたが、整備して農地として復旧したため。	溝上・若山・下野

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、114ページをご覧ください。「議案第5号世羅町農地台帳への登録について」です。(1件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、続きまして現地調査をしていただきました推進委員さんの報告を受けたいと思います。1件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、1月16日11時頃、行吉委員、勝見委員と現地調を行っております。現地の写真があると思うんですが、そちらの方で確認していただければと思いますけど、原野と言うか、山のようになっていたんですが、ご覧のように草刈のとこまではされておりました。農地パトロールの時にそういう状態であれば農地であるという判断をしたと思いますんで、農地かなと言う状況でみております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。



た。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 続いて2件目です。(2件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい2件目について神尾委員より報告をお願いします。

神尾委員 はい、同じく1月16日(土)8時頃から神尾、綿谷、中村の各委員3名で現地確認を行いました。申請地については、既に水田として利用されており、荒起しも済んでおりました。特に問題点はございません。以上、確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 続いて3件目と4件目を合わせて説明させていただきます。(3件目と4件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい3件目4件目について溝上委員より報告をお願いします。

溝上委員 はい、これも先日、下野、若山両委員さんと現地確認いたしました。3件目、4件目同じ所でございますんで、一緒に説明をしたいと思っております。これは8月の農地パトロールで竹藪になっておりました。126ページの写真でご覧いただきたいと思っております。これは、■■■■の■■■■から言いますと、南に向いていただいた400m位なところに■■■■と言う■■■■がある訳です。町の史跡に指定されておりまして、この度、環境整備かなんかの予算が付いたということで、■■■■をきれいに掃除するということになったそうです。■■■■に委託してやったんだろうと思うんですが、竹藪をきれいに刈り払った訳です。刈り払ったところ、元の農地の形が現れたと言うような感じでございます。■■■■さん、この方は、現在まだサラリーマンやっておられます。それで、お母さんにお話を聞いたわけですが、昔は作って、豆なんかを植えておったんですが、もう何十年も作ってないということで、現地確認したところ非農地判断にいたったんですが、さっき言いましたように、史跡の整備ということで、竹藪を切った所を■■■■さんが農地として使いたいと言うふうな申し出をされたそうです。それで、もう1件の■■■■さんなんですが、これも現在、こっちへすんでいないので集落の方に聞いたわけですが、本人と話をしておりません。何れにいたしましても現地確認をしたところ、写真もございますように、竹はきれいに刈り取られて、畑なり元の状態が出てきたということなんです。我々これまで、荒廃農地を判断するにあたって、20年くらい耕作されてないとか、木が生えとるとか、竹藪とか言うふうなことで、とても農地じゃないということでしたわけですが、こういうふうになった状態です。復元というのは、トラクターで

耕耘されて、作物が作付けができる状態になったものを復元と言うんだらうと思うんですが、ここ現地を見た限り、竹の切り株がいっぱい残ってとても重機をいれんと復元ということにはならないので、■■■さんに、速やかに作付けできるようにしてくださいね。とは言ったんですが、本人さんは、「いや、まだ務めをしとるんで、いつやるかは分らんよ」と言うんですよ。それでこれを復元というのをどういう状態で判断したらいいんか分らんわけですが、見た目、木や竹が立ってなかったら復元ということになるんか、ほんとに復元と言うのはどうなんかということで、ご判断を願いたいと思います。で、一応、承りましたということで帰ってきます。保留と言うのがあるんかどうか分かりませんが、一応、現地確認で草を刈ってあって、見た目きれいになっておった分は、農地と言うふうに判断して来ておるわけですが、そこは、どういうふうに判断したらいいのかいうのを出来れば、この場でお聞かせ願えれば、ありがたいです。

議長

はい、ありがとうございました。

今の質問についてはどういうふうに答えましょうか。おっしゃる意味も良く分かって、定義と言うものがどう言うところへあるのか、分れば事務局の方で教えていただければと思います。

事務局

今、先ほどご説明されたように、農地パトロールで草刈管理をされておられれば、今までの農地については、普通に農地としての扱いとして、継続して農地ですよというふうに見られとるのは問題ないと思われます。で、この度のよ様な感じで、竹藪だったところを復旧されるとなると、本来的にはですね、根っこまで全部処理されて、きちんと戻りましたということまで行くのが、一番ベストだと思っておりますが、今回につきましてはですね、非農地通知が出た後、当家の方からうちの方へお問い合わせがあったんですけども、今の状態からどうするんかということも確認したんですが、春先になったら除草剤もまいて、きちんと根をも枯らす。それからきちんと畑として復旧していくんだと言う、意思表示をされましたので、この度はこのように農地としての登録として出しているものではないかと判断して載せさせてもらってきます。通常ならばきちんと現地がなっているべきではないかと思っております。事務局の判断は以上です。

議長

ということは、所有者の方の意識、意向いいますか、これは自分が農地に戻すと言われれば、我々としては農地として認めざるを得ない。こういう考え方でいいですか。

事務局

本来は、現況主義と言うところが、実際の所ではあるんですが、ここの件については、そういったところを含めて判断した言うふうに事務局では考えております。

議長

はい、有り難うございました。

議長

事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

した。(推進委員退席)

議長 それでは採決いたします。申請どおり登録するものとして取り扱う事に賛成の方の挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり登録するものとして取り扱います。

(議案第6号)

議長 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地、農用地利用集積計画について(利用権設定)」この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第6号、「農用地利用集積計画について(利用権設定)」について説明します。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を朗読説明)。

甲山地区 27筆 24,511㎡、世羅地区 13筆 19,925㎡、  
世羅西地区 24筆 55,482㎡、合計 64筆 99,918㎡  
(田 63筆 99,636㎡ 畑 1筆 282㎡)

説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 では、採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。有り難うございました。

議長 本日の議案は、全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくをお願いします。

(議長交代・作田副会長が進行)

15時08分

(協議事項)

議長 それでは協議事項(1)「下段面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案集の128ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」です。先月■■■■の空き家バンクの案件の3条申請の申請が許可されたために、その農地の地番について抹消させていただきます。これにより下限面積は10a、町全体で10aと言う形になります。事務局からの説明は以上となります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)及び(2)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の報告を求めます。

事務局 はい、136ページご覧ください。報告事項(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。いわゆる相続登記、相続の届け出となります。権利を取得された方が、XXXXXXXXXXさん、農地につきましては、XXXXXXXXXX他2筆合計4,983㎡です。XXXXXXXXXXは現地確認不能地となっておりますが、登記簿上はあるのでこのような手続きとなっております。権利を取得された日が令和2年6月11日、XXXXXXXXXXさんが亡くなられた日となります。報告事項(3)については以上です

議長 次に、報告事項(4)農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)事務局より報告を求めます。

事務局 はい、137ページです。報告事項(4)農地法第5条の規定による意見聴取について、回答を広島県農業会議の方から受けております。昨年11月の総会で決議承認されました賀茂の太陽光の案件につきまして12月18日に県の農業会議の常設審議委員会の方で審議された結果、許可されることに異議ありません、というふうに回答がされましたので許可証を発行しております。報告事項(4)につきましては以上です。

議長 それでは、報告事項(5)農地の売買実例価格について事務局より報告を求めます。

事務局 はい、続いて138ページをご覧ください。報告事項(5)農地の売買実例価格についてを報告させていただきます。これにつきましては、平成26年から調査を開始しておりまして、毎年10a当たりの平均売買価格、これは農地法第3条の申請で許可した案件の中で、農地の代金がわかるものと無償の物を含めたり含めなかったりした中で、その中のパーセンテージとかですね、金額の平均を出させてもらっているものです。畑の金額がこの度、莫大大きいんですが、こちらの方は面積が狭小なところを高い金額で売買され10a当りに換算すると、金額が上がったりすると言うような事が、この価格のちょっとした大きく差が出るような内容となっておりますが、今年度で言うと、田圃で言うと、有償のみですと10a当たり272,888円、無償を含めて10a当たりだと、163,000円なにかしというような数字となります。全部で40件、有償、無償で40件ありました。畑の方につきましては、10a当たり538,000円と言う、高い金額になっておりますが、過去の事例を見ても分かる通り、今畑の方はそんな時の面積等につきまして、高かったり安かったりするのが見て取れると思います。全部で18件、無償で10a当たり149,491円となっております。報告事項(5)については以上となります。

議長 それでは、報告事項(6)農業相談について事務局より報告を求めます。

事務局 はい、139ページ、140ページになります。報告事項(6)の農業相談と

なります。1月6日(水)伊尾の自治センターへ、夏見委員さんと桜井委員さんと事務局の飯塚と3名で赴きまして、相談者が2名いらっしゃいました。1件目が139ページです。利用権設定についてのご相談ということで話があったんですが、内容を深々と聞いてみると、娘夫婦が世羅で新規就農するつもりで物件を探しているというようなことも言われておられました。利用権設定の仕組みについてを説明させてもらって、昨年中には産業振興課で新規就農についての相談もされていたということが分かりましたので、現在の状況などを伺って、色々な情報提供をする事のお話をして終わっております。続いて140ページ2件目の方、農地転用について、農地の一部にこどもの宅地として転用を考えているんだが、その農地には、永小作権が設定されていて、毎年小作米を貰っている。どのように手続きをすればよいかというような内容でした。回答としては農地転用の流れの事と、永小作権の概要と解消方法などを説明させていただきまして、場所を確認するとほ場整備がされるところだったので、転用するという事になれば、色んな手続きが必要となりますと、小作権の意向確認も要りますし、宅地部分の設定と分筆、農振区域の除外とか、その後転用手続き等があるよということを説明しております。出来れば農地以外の所で、転用でなくて、宅地を求められるのが良いんじゃないか。と言う話もしましたが、具体的な話になればまた、お問い合わせいただくような形でお願いしたいということで、2件ありましたのでご報告させていただきます。農業相談については以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。  
議長 よろしいでしょうか。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、141ページをご覧ください。(連絡事項(1)今後の日程について内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
2月 3日	農業相談	東自治センター	内海委員・岡田委員	中止
2月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館	役員全員	9:30
2月25日	第2回世羅町農業委員会総会	世羅町役場2階	委員全員	13:30

2月3日(水)農業相談、東自治センターで予定していましたが、昨今のコロナの影響も色々ありますので、昨年の夏ぐらいにも中止しておりましたが、同じように2月から一時、中止させていただこうと考えております。2月25日の総会の会場が変更。(以下、議案集により朗読説明)以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局 はい、先ほどの79ページ、転用の案件で付近に建物が建っている所の届出につきまして確認したところ、■■■さんと言う名前ではないんですが、関係者である可能性が高いので、適切に聞き取って適切に対応するようにお願いしようと思っております。以上です。

議長 5番委員さんどうぞ。

5 番 第1種農地でなくても水田を拡大するのは、やっぱり許可が要るんですかね、要らないんですかね。

事務局 拡大言うのは、ごめんなさい、開発ということですか。

5 番 例えば、こんだけの面積がこんなに大きくなるよと。

事務局 ふくりますということですか。

5 番 ええ。

事務局 隣へどんどん田圃にしていくということですね。出来ません。

5 番 許可がいるんですか。

事務局 許可が出せません。

5 番 出せない。

事務局 基本的には、農地法に基づいて、改田、改畑は出来ない。そういうことになっています。

5 番 あの、さっきの■■■さんの件ですよ、あれは山を崩して水田にしてあるけど大丈夫なんかね。

事務局 元々が畑としてあって国土調査の段階では山林扱いになっていたようなんですが、その後、畑として一部利用されていた時代があって、そのままずっと管理していた所を買われて、現況が小さかったので、大きく1枚にされて現況ずっと使っていたという所で、現状のところで言うと、そういう形で作られていたということになりますので、現況としての登録をしたということです。

5 番 農地の前の状態よく知っとるんだけど。元よりかなり広くなっているように思うんだけど。しかも山はかなり高いところを削ってあった。ようあの高さにできたなあ思っ。大分中へ入れにゃあね、よそからね。例えばですね、今言われたように農地を売ることになった時に、面積的に有利ですよ。かなりの面積があると。元々の面積より、同じならいいんですけど。

事務局 今の登記の図面があるんですけど、その面積のほぼほぼのところで農地として使われている状況を見させてもらっていますが、その部分で、地目を基本的には変えていただくようお願いをしておりますけども、うちの方は、農地台帳としては、田圃として見ますよということで、今回見ております。地目は、変えられると思いますけど、今の段階では山林と言う地目になっておりますが、農地台帳的には、農地として見ますよと言うような、だから売買もしあれば、農地法の手続き、3条の手続きが必要となります。

5 番 だから、農地になるんですね。

事務局 うちとして、農業委員会とすると、農地としての判断をすると言う。

5 番 しかも、水田ですよ。

事務局 はい、田圃としての判断をするということです。

5 番 畑や山が水田になるということですね。

事務局 一応、現況として見たということです。

5 番 でも、今、課長から水田の改田は認められんと。

事務局 事務局長も言うておりましたが、改田と言うのは出来ないと言うのは確かに、昔からほ場整備の中であつたりするので、農地の申請、田で登記しようとした

ら、多分できない可能性が強い、畑になる可能性もあります。畑は登記できると思うんですけど。

5番 畑ですか。

事務局 畑ではできるはずなんです。ただ、現況が畔がついて、水が溜まる田圃というのはあるんです。実際に、新しく作ったもの以外にですね。そういう物はあるんですけど、田は、私の記憶ではできないはずですよ。

事務局 田圃の登記は出来ないかも知れませんが。

5番 米は作ることができる。

事務局 そうですね。現況としてはそうなるとのことですね。

事務局 なので、うちは農地扱いますよと言うのが、今回決定した内容です。農地として見ますよと言う。

5番 砕いていうと「米を作っちゃあいけんよ」とは言えないということになる。

事務局 そうですね。

1番 ほんとは、山林を切り開いてやっとなるんじゃけえ米を作ったらいけん。と言いたいと、こうゆう話でしょう。

5番 それで、色んな手続き無しでね、そういうことが出来るんなら色々される人もいるでしょう。

事務局 手続きが必要なものがあるとすれば、例えばですね。1ha以上の面積の山林を開発するようなこと。林発とか言うものですね。こう言うそれ以上の面積があれば、他法へですね、農地法以外の手続きが必要になる場合がございます。

5番 1ha以上の開発するときということですか。

事務局 そうですね。それが開発行為になりますので、そういう農地法以外の法律で何か制約があれば、それぞれに手続きが必要になります。

13番 結論は、山を削って田圃を作っていいよということなんですか。

1番 いけないということでしょう。

事務局 山を削って田圃を作ることは認められないが、そうした場所でも米を作ることとは出来るということですよ。

1番 米をつくってもいいということではなく、作ることはできると。昔からやっているとそういうこともあるということですね。

議長 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

これを持ちまして第一回世羅町農業委員会を終了します。本日の会場のかたづけは8番委員さんから14番委員さんをお願いします。

(閉会)

15時28分